

柏木賀一郎『徒然草』に記載された仁徳天皇陵出土の ガラス製品

加 藤 一 郎

はじめに

柏木賀一郎（諱は政矩、号は探古斎）は、明治 5 年（1872）9 月 7 日に仁徳天皇陵の前方部で埋葬施設が露出し、金銅装の甲冑類が出土した際、現場に立ち会って石棺や甲冑の絵図⁽¹⁾を残したことでしられる人物である。また、柏木賀一郎はその画力や古美術の鑑識眼が評価され、明治 5 年（1872）に実施された社寺宝物検査（壬申検査）に随行したことでもしられている。筆者は以前からこの人物に関心があり、その経歴などについてこれまでに注意されていなかった資料も使用しながら簡単に紹介したことがある⁽²⁾。

その過程において、柏木賀一郎が残した草稿のなかで仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する情報を記していることに気づいた。仁徳天皇陵の前方部の埋葬施設から金銅装の甲冑類とともにガラス製品が出土したことは関係文書や絵図内に文字で記されており、それらの情報をもとに種々の復元がなされ⁽³⁾、それらのイメージが定着した感がある。しかし、仁徳天皇陵から出土したとされるガラス製品について、その詳細はあまりよくわかっていないというのが実情といえる。

そこで、本稿では仁徳天皇陵出土のガラス製品についての情報を整理するとともに、若干の新知見を紹介したい。

1. 仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する従来の情報

ここでは、仁徳天皇陵の前方部埋葬施設から出土したとされるガラス製品についてどのように記されているのか、現場に立ち会っていた人物の記録を主として整理し、確認しておきたい。

まず、唯一の公的記録といえる『堺県公文録』⁽⁴⁾には「甲冑并劍其外陶器類」との記載があり、ガラスではなく陶器と記されている点が注意される⁽⁵⁾。

現地を検分している人物では、柏木賀一郎が絵図を描いており、種々の写本が存在するが、そのなかの石櫛を俯瞰で描いた構図のものに「硝子壺」と文字で記載されていることが広くしられている。

また、柏木賀一郎とともに現地を検分した一人である古川躬行は残したいくつかの文章のなかで以下のよ

うな内容を記している（典拠は第 1 表に示した）。

「…玻璃器二ツ出現セリ。玻璃如壺無蓋物一、白玻璃如器物一。」⁽⁶⁾（句読点は筆者追記）

「…玻璃器二ツ出現セリ。玻璃如壺。無_レ蓋者。一ハ白玻璃如以物一。」⁽⁷⁾

「又玻璃器兩個ヲ出現セリ。其一瑠璃色如壺ニテ蓋ナシ。其一白色如盤モノ。」⁽⁸⁾

現地を検分したもう一人の人物である小杉権郷は、ガラス製品について以下のような記録を残している。

「玻璃壺など」⁽⁹⁾

「ギヤンノ 玻璃壺とおぼしきものゝ破殘など」⁽¹⁰⁾

以上、仁徳天皇陵の前方部埋葬施設から出土したガラス製品に関する情報について、現地を検分した人物を中心にみてきた。これらの情報をまとめると第 1 表のようになる。

まず問題となるのは、『堺県公文録』にあるように、ガラス製品ではなく陶器（須恵器か）であった可能性、あるいはガラス製品だけでなく陶器（須恵器か）も存在した可能性である。後者は十分ありえるが、前者であった可能性はあるのだろうか。この点について、古器物に対する鑑識眼のあった柏木賀一郎が「硝子壺」としている点を重視すれば、その可能性はきわめて低いといえる。したがって、ガラス製品は存在したという前提で以下では論をすすめる。

すでにふれたように、古器物に対する鑑識眼のあった柏木賀一郎は絵図のなかで「硝子壺」と文字で記し

第1表 仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する記述

著者	ガラス製品に関する記述	典拠
一	陶器類	『堺県公文録』
柏木賀一郎	硝子壺	『石櫛図』など
古川躬行	玻璃器二ツ出現セリ。玻璃如壺無蓋物一、白玻璃如器物一。	『大仙陵前峰発掘物考証写』
	玻璃器二ツ出現セリ。玻璃如レ壺。無レ蓋者。一ハ白玻璃如以物一。	『壬申十月大山陵より顯るゝ石棺の考』
	玻璃器両個ヲ出現セリ。其一瑠璃色如レ壺ニテ蓋ナシ。其一白色如レ盤モノ。	『仁徳天皇大山陵前山崩壞記』
小杉樞郵	玻璃壺など	「上古の甲冑」 『考古学会雑誌』第2編第4号
	玻璃壺とおぼしきものゝ破残など	「武器部類」 『好古類纂』第1編第1集

凡例 一：不明 典拠欄の文献名称は基本的に註(5)文献によった

ているのみである。また、国学者であり国史にも通じていた小杉樞郵も基本的には「玻璃壺」の破片が存在したことを見ている。

その一方で、堺菅原神社の神職だった古川躬行が残した記述は、いずれも基本的な内容は共通するものの、細部の肝心な部分の情報が微妙に異なる。具体的にいうと、古川躬行の記述における基本的な共通点は、①ガラス器は二点、②一点は蓋のない壺、③もう一点は白色のもの、という内容であるが、②については「瑠璃色」という情報、③については「盤」という情報、についての不安定さ（ゆれ）がみられる。実際に現地を検分した人間であれば、その内容は一貫しそうなものであり、「瑠璃色」や「盤」といった決定的な情報が脱落することがあるとは想像しがたい。柏木賀一郎や小杉樞郵よりも鑑識眼が劣ったであろう古川躬行の記述であることを考慮すれば、ここで不安定な情報とした「瑠璃色」や「盤」といった内容は二次的に付加された可能性が高いと考える⁽¹¹⁾。

したがって、柏木賀一郎や小杉樞郵の記録に依拠すれば、仁徳天皇陵のガラス製品は、「壺」あるいは「壺」と認識できる器形で、おそらく破片であったことが確実なのではないかと推測される。「壺」が碗より浅く皿より深い形状ものであるとすれば、「壺」という記述もあることから少なからず曲面をもつた形状であったのであろう。

仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する従前の情報をこのように整理したうえで、本稿では柏木賀一郎が記したこれまで注目されることのなかった資料を以下で取り上げることとした。

2. 『徒然草』について

本稿で紹介する資料は『徒然草』という表題をもつものである。早稲田大学図書館が『柏木探古草稿・記録』（請求記号：チ0204212）として所蔵する全22冊のうちの1冊であり、全22冊のなかの2冊目として登録・管理されている（以下、本書と呼称する）⁽¹²⁾。本書は全22冊のなかで唯一、表紙に『徒連く艸』（つれゝ艸→徒然草）とタイトルが付されており⁽¹³⁾、90頁からなる（第1図）。その内容は研究用のメモとして使用されたものが多い印象で、正倉院宝物に関すること、正倉院文書の内容、高山寺文書の写しなど多岐にわたる。

本書が作成された年代については、1頁の冒頭に「明治八年四月一日」と記載があることから、明治8年（1875）4月1日に記入されはじめたものであることがわかる。また、本書の22~24頁には「東大寺博覧場」（第1回奈良博覧会のこと）において岡本桃里から入手した「土偶人」を紹介する草稿が書かれており⁽¹⁴⁾、その末尾で「五月」、「大和國奈良在留柏木政矩」などと記されていることから、柏木賀一郎が奈良滞在中に記されたものが含まれていることもわかる。

さらに、4月に記入を開始して、5月には24頁まで使用していることを考えると、全90頁の本書はおそらく明治8年（1875）のうちにすべての記入を終えていたのではないかと推測される。

3. 仁徳天皇陵出土のガラス製品記載箇所について

仁徳天皇陵から出土したガラス製品について記載している箇所は、本書の28~31頁におさめられており、新聞記事に対する答書の草稿のなかに含まれている⁽¹⁵⁾。この草稿は、第1回奈良博覧会に出陳された正倉院宝物であるガラス製の器や石鹼（文中ではシヤボンと記載）について柏木賀一郎が奈良朝のものとすることに対する稻生真履の疑義が明治8年（1875）5月4日に発行された東京日日新聞第1003号に掲載されたことへの答書である。

この自説への疑義に対して柏木賀一郎は、①シヤボンの語は元禄6年の正倉院開封時の目録にすでに記載があること、②シヤボンの本体に墨書きされたものがあり、その書体が薬品などのほかの宝物に記された文字と同一であること、③正倉院宝物には延喜頃の法会の器物が含まれるもの、基本的には聖武天皇、孝謙天皇の時代の御物であり、勅封によって出入りは厳重に管理されているので（開封は建久4年から明治5年までに20回）、後世に混入したとは考えがたいこと、④東大寺献物帳に記載がないというが、これは聖武天皇が崩御した際の廬舎那仏への献物の目録であり、正倉院宝物のすべてが記載されているわけではないこと、⑤ガラス製品は古墳から出土する玉類として一般的にみられるもので、器では仁徳天皇陵から出土したものが古く、奈良時代までさかのほるのは「お茶の子さいさい」であること、などの根拠を示して反論をおこなっている。

また、この草稿の最終行では「帰京之上」とあることから、この答書を記したのは東京ではない場所であったことがうかがえる。さらに、本書の作成が明治8年（1875）であること、この記載が明治8年（1875）4月1日から80日のあいだ東大寺大仏殿と回廊を会場として開催された第1回奈良博覧会を契機としていること、すでに述べたように明治8年（1875）5月に柏木賀一郎は奈良に滞在しており、この草稿が5月4日の記事に対する反論でありそれを「本月」と記載していること、などを踏まえると、この草稿は奈良滞在中だった柏木賀一郎によって明治8年（1875）5月4日以降の5月中に記されたものと考えられる⁽¹⁶⁾。

なお、柏木賀一郎は明治8年（1875）3月30日に内務省博物館掛を申しつけられているが⁽¹⁷⁾、この第1回奈良博覧会にともなって実施された明治8年の正倉院宝物調査を主導した蜷川式胤が残した日記『八重の残花』⁽¹⁸⁾からも、柏木賀一郎がこの正倉院宝物調査に関わっており、同年3月25日から7月5日にかけて奈良に滞在していたことを確認できる。

4. 仁徳天皇陵出土のガラス製品の詳細

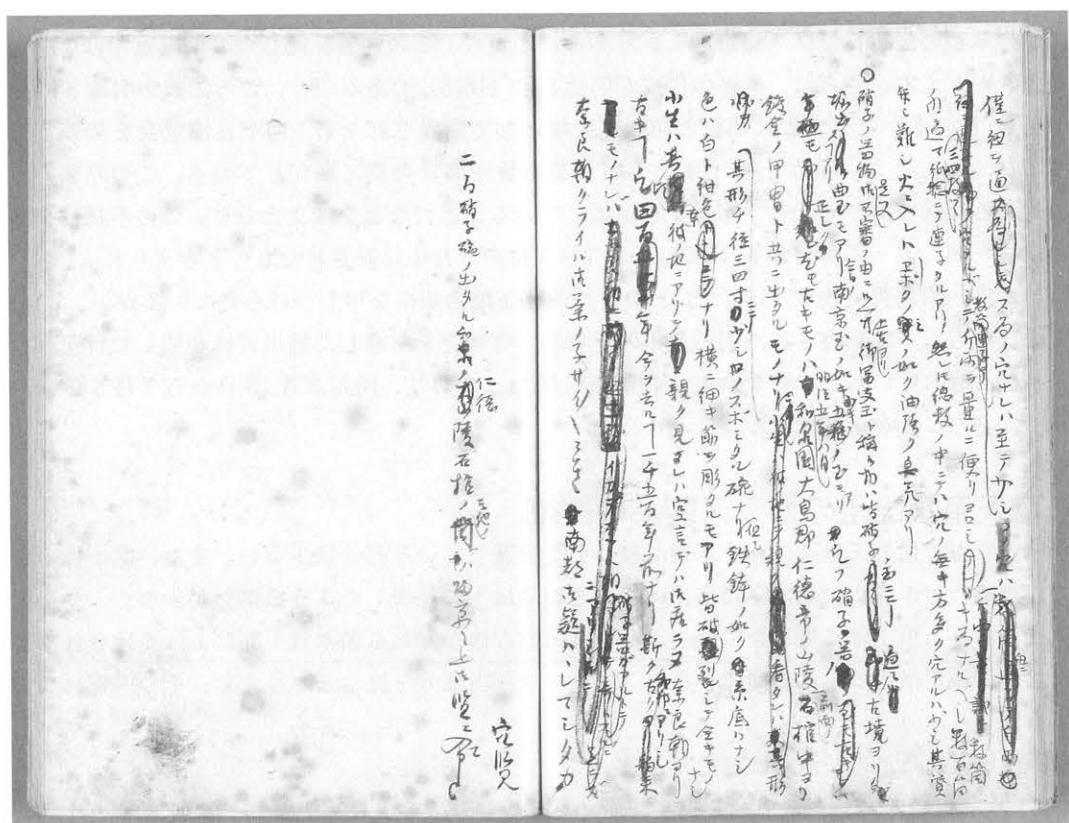
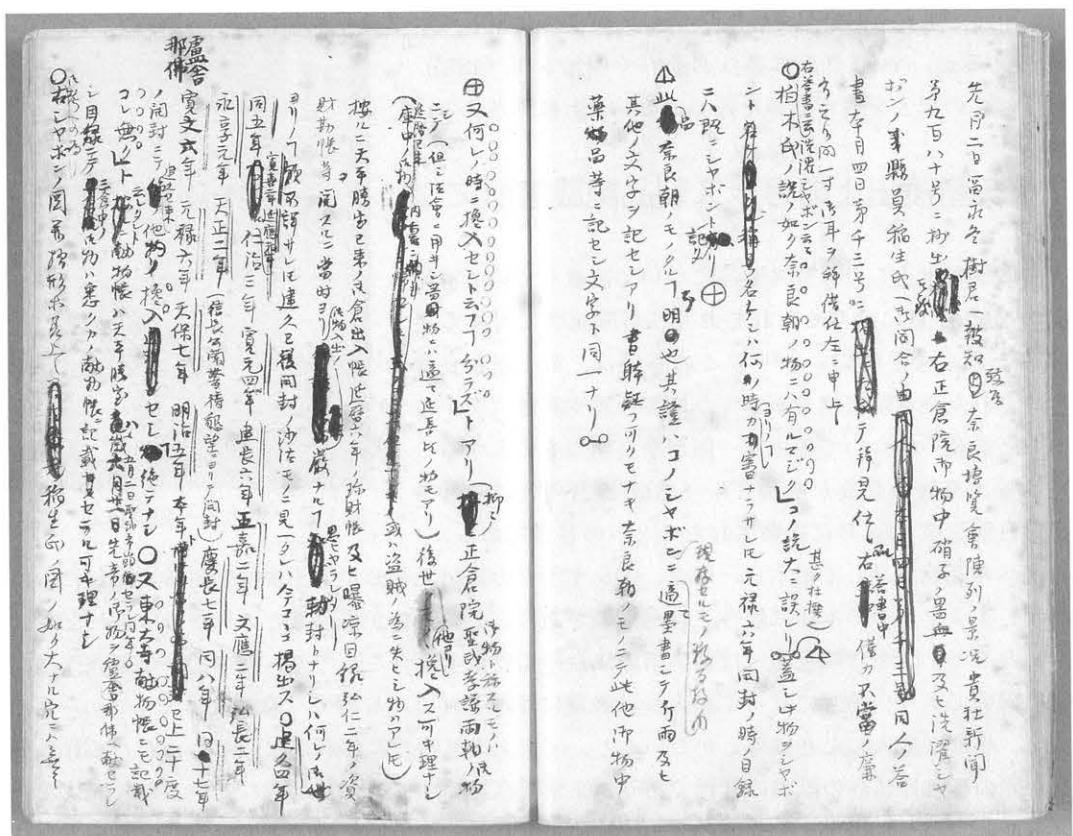
この草稿のなかで仁徳天皇陵のガラス製品について言及している部分は少ない。また、図が提示されているわけでもない。しかし、仁徳天皇陵出土のガラス製品は上で整理したように情報が少なく、やや混乱がみられる現状であり、出土時に現地を検分し、その鑑識眼も確かである柏木賀一郎によって残された記述であれば、有益な情報が増えることは間違いない。以下では該当部分を提示したうえで、その内容について精査したい。

当該箇所の原文は以下のとおりに翻刻できる。

「明治五年八月和泉国大鳥郡仁徳帝ノ山陵前面ノ石棺中ヨリ鍍金ノ甲冑ト共ニ出タルモノナリテ、其形チ径三四寸ニテ、少シロノスボミタル碗ナリ。但シ、鉄鉢ノ如ク糸底ハナシ。色ハ白ト紺色ナリ。横ニ細キ筋ヲ彫タルモアリ。皆破裂シテ全キモノナシ。小生ハ其頃彼ノ地ニアリテ親ク見タレハ、空言デハ御座ラ



第1図 柏木賀一郎『徒連く艸』の表紙



第2図 仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する記載を含む一連の草稿

ヌ。」（句読点は筆者追記）

上述した翻刻のうち、仁徳天皇陵出土のガラス製品に関する内容を簡単にまとめると、以下のような情報を確認することができる（括弧内は原文）。

- ①直径は9~12 cmである（径三四寸）
- ②形状はすこし口縁がすぼんだ碗である（其形チ…少シロノスボミタル碗ナリ）
- ③糸底（高台）はない（鉄鉢ノ如ク糸底ハナシ）
- ④色は白と紺である（色ハ白ト紺色ナリ）
- ⑤横に細い筋を彫ったものもある（横ニ細キ筋ヲ彫タルモアリ）
- ⑥完形のものではなく、いずれも破片である（皆破裂シテ全キモノナシ）

これらのこと踏まえると、仁徳天皇陵の前方部で露出した石槨から出土したガラス製品に完形のものではなく、破片となっていたことがうかがえる。そして、その色調は白と紺であったとのことなので、2色が同個体内に共存することはあまり想定できないことから、その数は2個体以上であったと推測される。高台を含む破片は確認できなかったようであり、底部はいずれも丸底であった可能性が高い。その器形や大きさについては、口縁がすこしうぼんだ形状の碗で、直径は9~12 cm程度であったようである。胴部の模様については、横方向の細い筋が彫られていた、もしくは器の横（胴部）に細い筋が彫られていた、のどちらにも解釈可能であるが、すべてがそうであったわけではないようである。

こうした柏木賀一郎による新たな所見の内容は、従来の情報のなかでやや異質だった感のある古川躬行による記録の内容に近い印象を受ける。古川躬行の記録は、やはり自身の観察所見というよりは、現地を検分した他者の所見の聞き書き的な性格が強いのではないかと推測される。

これまでにしられていた情報と今回紹介した新たな情報を総合すると、仁徳天皇陵の前方部埋葬施設から出土したガラス製品は2個体以上あり、破片となっていたがその形状は正倉院宝物や伝・安閑天皇陵出土の白瑠璃碗に近い形状であったと推測される。この2点は口径が約12 cmであり、その大きさも逸脱しない。ただし、仁徳天皇陵のものについてはこの2点と同様の形状の切子であったのかどうか不明である。細い筋が「彫られた」ものもあるということなので、何らかの切子のある破片もあったことは確実であろう。また、白色と紺色の個体があったと推測されることから、その構成は器種を別にすれば奈良県新沢126号墳出土のガラス碗（白色）とガラス皿（紺色）を想起させる。

仁徳天皇陵の前方部の石槨から出土したガラス製品については、明治5年（1872）の公文書といえる『堺県公文録』に「甲冑并劔其外陶器類」とあることから、その存在を疑問視することもできる。また、本稿で整理したように、そのガラス製品に関する情報も錯綜している感がある。

しかし、もっとも信頼できて優先されるべきは、実際に現地を検分して石棺や甲冑類の絵図を残し、その観察眼も当代随一であった柏木賀一郎が残した情報と考える。本稿ではその柏木が記したガラス製品に関する情報を紹介した。この仁徳天皇陵のガラス製品が絵図に描かれなかったのは、上で紹介した記載にあるように破片のみで完形のものがなかったからであろう。完形でなかったからこそ描かなかったことが、柏木の学問的良心のあらわれであると考えるのは、評価しすぎであろうか。

おわりに

本稿では、これまでほとんど手がかりのなかった仁徳天皇陵の前方部埋葬施設から出土したとされるガラス製品の詳細に関する新知見を提示した。えられた新知見は従来の想定の範囲内であるし、肝心な部分が不明なこともあります、隔靴搔痒の感は否めない。しかし、墳長500 mを超える日本列島で最大の前方後円墳である仁徳天皇陵の実態については不明な点も多く、今後もこうした小さな事実を丹念に積み重ねていくことこそが重要であると考える。

註

- (1) この絵図は複数存在しているが、その書誌学的な検討については、以下の文献が詳しい。
橋本達也「『明治五年大仙陵絵図』の研究」『堺市博物館研究報告』第41号、堺市博物館、2022年。
- (2) 加藤一郎「小見真觀寺古墳と柏木貨一郎」『古墳文化基礎論集』古墳文化基礎論集刊行会、2021年。
- (3) 形状や色調については、安閑天皇陵からの出土が伝えられる「白瑠璃碗」や奈良県新沢126号墳から出土したガラス碗・皿（いずれも東京国立博物館蔵）を根拠としているようである。
- (4) 山中永之佑「堺県公文録（二）」『堺研究』第6号、堺市立図書館、1971年。
- (5) 白神典之「明治壬申年仁徳御陵前方部石櫛発見顛末考」『堺市博物館報』第30号、堺市博物館、2011年。
- (6) 註(5)と同じ。
- (7) 註(5)文献および斎藤忠『日本古代遺跡の研究』文献編 下、吉川弘文館、1971年。
- (8) 註(7)と同じ。
- (9) 小杉樞邨「上古の甲冑」『考古学会雑誌』第2編第4号、考古学会、1898年。
- (10) 小杉樞邨「武器部類」『好古類纂』第1編第1集、好古社、1900年。
- (11) ここでいう二次的な付加というのは、第三者が付加したという意味ではなく、古川躬行自身の所見ではないという意味である。可能性としては現地を検分している柏木貨一郎や小杉樞邨から聞いた情報ではないかと考えている。あるいは、鑑識眼の劣る古川躬行が個体数を2と限定できていることを踏まえると、古川躬行の記録自体が自身の観察所見というよりは、現地を検分した鑑識眼のある他者（柏木や小杉か）から伝聞した内容である可能性も考えられる。
- (12) 本書は早稲田大学図書館の古典籍総合データベースのHPで確認することができる（2023年10月12日確認）。
https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/chi02/chi02_04212/
- (13) 他の21冊にタイトルは付されていない。
- (14) この草稿は明治8年（1875）5月13日『東京日日新聞』第1011号に掲載されている。
- (15) この草稿が実際に新聞へ掲載されたのかどうか探索しているものの、いまのところ確認できていない。
- (16) 落合直澄旧蔵「仁徳陵古墳石棺図」には「明治八年四月十五日／鷺雪真摸」という書き入れのあることがしられているが、樋口吉文はこの鷺雪が柏木貨一郎であることを主張している。この樋口の主張については、その根拠が誤認であることを以前に指摘したが（註(2)文献）、柏木貨一郎が明治8年（1875）4～5月に奈良在留であったことから、4月15日に大阪で堺原本を模写することは物理的に可能ではある。
小川貴司「落合直澄旧蔵の『仁徳陵古墳石棺図』について」『考古学雑誌』第69巻第2号、日本考古学会、1983年。
樋口吉文「明治五年仁徳陵発見 石棺・石櫛図及び甲冑図について」『徹底分析・仁徳陵古墳—巨大前方後円墳の実像に迫る—』堺市文化財講演録第4集、堺市、2012年。
- (17) 註(2)と同じ。
- (18) 米田雄介（編）『蜷川式胤「八重の残花」』中央公論美術出版、2018年。

図表出典

第1・2図 註(12)のHPより転載（原品は早稲田大学図書館蔵）

第1表 筆者作成

先月二日富永冬樹君へ報知せシ奈良博覽會陳列ノ景況貴社新聞致候

第九百八十号(1)抄出中右正倉院御物中硝子ノ器ノ皿瓶及ヒ洗濯シヤボンノ義縣員稻生氏(2)へ御問合ノ由向人ノ答本用四田第千王弔同人ノ答(3)

候處

書本月四日第千三号(4)掲出ニ相成テ拝見仕リ候處右答(5)中僅力不當ノ廉有之候間一寸御耳ヲ拝借仕左ニ申上候

右答書云洗濯ヤボン云々

甚々杜撰也

○柏木氏ノ説ノ如ク奈良朝ノ物ニハ有ルマジクコノ説大ニ誤レリ蓋シ此物ヲシヤボント名ケシハ何ノ時力不審ナラサレドモ元禄六年開封ノ時ノ目録

(ヨリノ事)

ニハ既ニシヤボント有リ

記タ

品現存セルモノ数百枚ノ内

△此中奈良朝ノモノタル事明也其證ハコノシヤボンニ適々墨書シテ斤両及ヒ

其他ノ文字ヲ記セシアリ書牋疑フ可クモナキ奈良朝ノモノニテ此他御物中

薬物品等ニ記セシ文字ト同一ナリ

○又何レノ時ニ攢入セシト云フ事分ラズトアリ正倉院聖武孝謙兩朝ノ御物ニシテ(但シ)法會用キシ器材物六適々延喜頃ノ物ナリ後世モアリ、攢入ス可キ理ナシ

延喜已来 内裏ニ納リ
（庫中ノ御物）セシキノシテ或六盜賊ノ為失ヒノ物ナレドモ

按ル二天平勝宝已來ノ御倉出入帳延喜六年ノ珍財帳及ヒ曝涼目録弘仁二年ノ資

材勘帳等一闕スル當時ヨリ中嚴ナル事中勅封トナリシハ何レノ御世

ヨリノ事歟不詳サレドモ建久已後開封ノ沙汰キノ覓ヘタレハ今ヨリ掲出ス○建久四年

御物入出ノ

思ヒヤラレタリ

那盧舍

寛文六年 元禄六年 天保七年 明治五年本年ト博覽會ノ為關封已上二十度
ノ開封ニテ絶才他物ノ攢入中セシ物絶テナシ○又東大寺献物帳ニモ記載

追(延カ)久已來

事

コレ無ヅト按ル正倉院御物ハ悉クカノ献物帳ニ記載セラル可キ理ナシ
ノ目録ニテ正倉院御物ハ天平勝玉巖六月廿一日光帝ノ御物ヲ盧舍那佛へ献セラレ
云口タレト

三倉中ノ

○右シヤボンノ図并□形等差上候中考稻生氏ノ図ノ如ク大ナル穴ニハ無之
御考への為

ノ目録ニテ正倉院御物ハ天平勝玉巖六月廿一日光帝ノ御物ヲ盧舍那佛へ献セラレ

事

僅ニ紐ヲ通ス為中空ス為ノ穴ナレハ至テ少シヰノ木ハ數箇紐ニ連ネテ斤両中
荷主連ネル為ノ木ナルベシテ斤両ヲ量ルニ便リヨロシケレハキ為ナルベシ數箇

教箇連ネテ

（斤両中量中試ルキ數箇

ノ内適々紙捻ニテ連不タルアリ然レドモ總數ノ中ニテハ穴ノ無キ方多クハアルハ少シ其質
ノ内適々紙捻ニテ連不タルアリ然レドモ總數ノ中ニテハ穴ノ無キ方多クハアルハ少シ其質

弁シ難シ火ニ入レハエボタノ實ノ如ク油煙リ臭氣アリ

○硝子ノ器物御不審ノ由ニ候ヘ共御富文玉ト稱候物ハ皆硝子中即チ中品ヨリ中

堀中曲玉モアリ南呂玉ノ如キ五口ノ玉モアリ
ノ玉ニテ遍之中

斯事アリ 正シク 明治五年八月
年モ分リキナリ尤モ古キモノハ中和泉國大鳥郡仁德帝ノ山陵石棺中ヨリ

ノ玉ニテ遍之中

鍍金ノ甲冑ト共ニ出タルモノナリ少シロノスボミタル碗ナリ鉄鉢ノ如ク中糸底ハナシ
其形チ怪三四寸中少シロノスボミタル碗ナリ鉄鉢ノ如ク中糸底ハナシ

色ハ白ト紺色下也王オナリ横ニ細キ筋ヲ彫タルモアリ皆破中裂シテ全キモノナシ
ニテ
（但シ）

小生ハ其幸彼ノ地ニアリテ幸王親ク見タレハ空言アハ御座ラヌ奈良朝ヨリ
頃

古キ事凡四百五甲申年今ヲ去ル事一千五百年前ナリ斯ク古クヨリ舶來

我邦ニアリシ

硝子墨ガナルトオ
奈良朝王硝子イカヂ奈良朝王アリシトテ奇トスル土足手本
一郎君の藏せる大山陵の石棺図としている。
若林勝邦「筑後國月岡発見の兜及び其他に就て」『考古学会雑誌』第二編
第六号、考古学会、一八九八年。

セシモノナレバ奈良朝王硝子イカヂ奈良朝王アリシトテ奇トスル土足手本

硝子墨ガナルトオ

奈良朝クライハ御茶ノ子サクニテ候山南都御疑ハ、レマシタ力

穴賢

仁徳⑥ 其地

一百硝子碗ノ出タル和泉ノ大山陵石棺ノ図ハ帰京之上御覽二入申可候

凡例 □：判読不明 翻刻にあたつて、有馬伸氏、的場匠平氏からご教示を

賜つたが、誤読などは筆者が責を負う

翻刻の註

(1) 明治八年(一八七五)四月八日『東京日日新聞』第九八〇号

(2) 洗濯シャボンとは正倉院宝物の臘蜜のことを指す。なお、第一回奈良博

覧会には正倉院宝物の「古製 シャボン」が出陳されていることを目録から確認できる。

著者不明『会場第三区大仏殿内正倉院宝庫御物陳列目録』第二号、西京

柴田承二「正倉院薬物第二次調査報告」『正倉院紀要』第二〇号、宮内庁
正倉院事務所、一九九八年。

(3) 当時、奈良県職員で第一回奈良博覧会の開催に従事した稻生真履である。

稻生は刀剣など古美術に精通しており、その後、宮内省の官吏となつて東

京帝室博物館などに勤めた。

(4) 明治八年(一八七五)五月四日『東京日日新聞』第一〇〇三号

(5) 御富岐玉(みほぎたま)のことか。

(6) 明治八年(一八七五)の時点では柏木貨一郎が仁徳天皇陵のことを大山陵と記載していたことは注意される。明治五年(一八七二)九月七日に仁徳天皇陵の前方部で埋葬施設が露出した際の石棺や甲冑に関する絵図類の原本は柏木貨一郎が所持していたことらしいこと若林勝邦の記載からうかがえるが、この原本に近いとされる「斎藤本」(本文の註(1)文献)に付